

風水害対策計画

社会福祉法人 福角会

指定多機能型事業所 くるみ園

(児童発達支援センター くるみ園)

(保育所等訪問事業 くるみ園)

(放課後等デイサービス事業 みらい)

(児童発達支援事業 あんよ)

事業所内保育所 きらきらキッズ

指定多機能型事業所くるみ園・きらきらキッズ 非常災害（風水害）対策計画

1. 目的

この計画は、水防法第15条の3第1項及び土砂災害防止法第8条の2に基づき指定多機能型事業所くるみ園、事業所内保育所きらきらキッズ、施設隣接地で非常災害（風水害）の発生又は発生の恐れがある場合は対応すべき必要事項を定め、非常災害（風水害）から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2. 計画の適応範囲

この計画は、指定多機能型事業所くるみ園（以下『多機能型事業所くるみ園』）・事業所内保育所きらきらキッズに勤務する職員及びサービスを利用する利用児又は出入りする全ての者（以下『利用児等』）に適応する。

3. 事業所管理者の責務

事業所管理者は、総括責任者として非常災害（風水害）による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本計画に基づき事業所職員を指揮し、利用児等の人命を確保する。また、状況に応じて、法人危機管理委員会への情報報告を行い、連携を図る。

4. 事業所職員の責務

事業所職員は、事業所管理者の指揮のもと利用者等の人命確保及び被害の軽減のため、本計画に基づき必要な措置を迅速に実施するものとする。

5. 利用児等は、事業所管理者及び職員の指示に基づき、非常災害（風水害）から身を守るために、避難誘導等に従うものとする。

6. 事業所の立地条件、周辺環境の確認

（別紙参照①）

7. 災害発生時の組織体制と役割分担

事業所大雨・土砂災害マニュアル（防災計画参照）

①管理者（防火管理者）

- ・事業所管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。
- ・法人危機管理委員会の規定により、応援要請、状況報告を行う。

②情報収集・連絡体制

松山市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、避難準備情報、警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）等の情報を把

握し、管理者に伝達する。

また、土砂崩れや河川の氾濫等に係る前兆現象や被害の情報を確認・入手した場合は速やかに松山市など関係機関へ通報する。

③避難誘導班

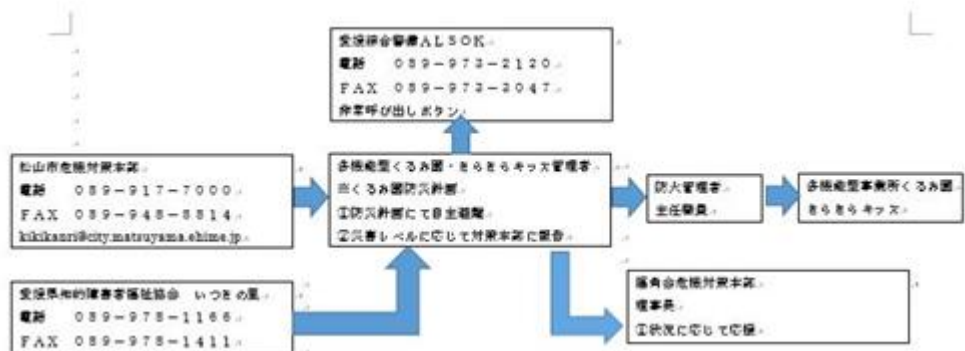
土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。（くるみ園防災計画参照）

④応急救護班

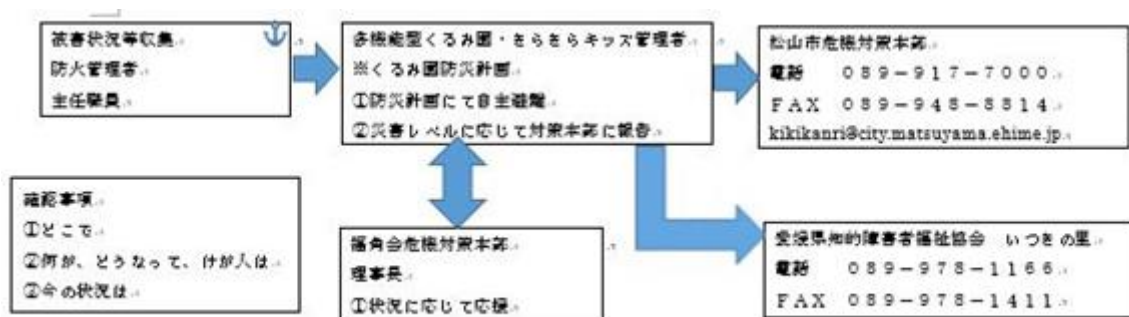
負傷者に対して応急処置を行うとともに、救急隊と連携して速やかに救護所を設置し救護を行うほか、必要に応じて指定した医療機関に移送する。

8. 防災・災害状況の受伝達、応援要請等について

①松山市等からの情報（気象情報、土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）



②施設から松山市及び関係機関、関係団体、委託業者へ発信する情報（土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象や被災した際の被害情報等）



③緊急連絡先一覧表

機関名	連絡先	機関名	連絡先
城北消防署	089-979-5888	上田消防建設株式会社	089-924-3822
松山西警察署	089-952-0110	愛媛総合警備保障 ALSOK	089-971-2010
堀江駐在所	089-978-0350	福角保育園	089-978-3258
堀江病院	089-978-0783	松山福祉園	089-979-3528
福角病院	089-979-5561	いつきの里	089-979-4566
救急案内	089-925-4665	ラ・ルーチェ	089-995-8431
四国電力	089-941-6111	堀江保育園	089-978-0356
NTT西日本	116 (携帯の場合 0800-2000-116)	地域生活者支援室	089-978-7778

職員非常時連絡網（別紙参照②）

※通信手段について、停電により電話やメール等の通常手段が通じない場合には
BIZシステムを主に活用する。

9. 災害に関する情報の入手方法

①気象情報、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報

- ・テレビ・ラジオなどマスメディアの各種気象情報
- ・気象状況ホームページ
- ・愛媛県河川・砂防情報システム ⇒スタッフルームパソコンに常時掲示

②避難情報、防災情報

- ・松山市の防災ウェブサイト、防災行政無線、広報者、松山市災害情報メール配信サービス
- ・愛媛県防災ウェブサイト
- ・国土交通省防災情報提供センター
- ・愛媛県河川・砂防情報システム
- ・えひめ河川メール

10. 事業所の利用児に関する情報把握（別紙参照）

利用児個々の特性を十分に把握した上で、利用児の氏名（顔写真）、生年月日、服薬状況、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整備し、非常時には持ち出し可能な状態で保管する。また、通常の利用については個人情報として厳重に取り扱う。

11. 事前対策等

台風の接近や大雨洪水警報の発令等の気象情報から、あらかじめ災害の危険性が高ま

ることが予測される場合は、各職員の役割分担を確認しておく。

また、施設、設備の安全確認、備蓄品や非常持ち出し品の確認等を整える。(別紙参照)

1 2. 避難の判断

- ・ 1時間あたりの雨量が50mmおよび1日累加雨量が200mmになった。
- ・ 警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された。

■次に示す河川の氾濫等の前兆があった際には、松山市・各情報等を待つことなく、直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することとなるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

■自主避難の判断（基準として）

【河川の氾濫】

災害危険地帯	避難開始の前兆現象
郷谷川 権現川	河川の水面が堤防より1m以下に達した際

■松山市・気象台等からの情報に基づく対応。

※土砂災害警戒情報、警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）等を受けて対応する。

1 3. 避難場所（垂直避難）

2階 指導訓練室・おもちゃライブラリー・保育室

(避難場所としてはりす うさぎ こじか組は指導訓練室

きりん組はおもちゃライブラリーに一時避難し、その後指導訓練室にて合流を行う)

1 4. 避難方法

①エレベーター

※車椅子 ※担架

②階段

※徒歩（歩行可能者）※担架搬送 ※背負い搬送 ※椅子搬送

■あらかじめ利用児個々の状況を把握し、適切な避難誘導の配慮を示しておく。

1 5. 避難経路（別紙参照）

- ・ 事業所内の避難経路は、別紙の通りとする。

(事業所内の図面にあらかじめ避難路を記載し誰もが確認できる場所へ提出する)

1 6. 事業所外への避難（社会福祉法人福角会BCP）

事業所内に避難できない場合は、法人内事業継続計画に則り、指定された事業所にまたは、松山市等が指定した、避難場所に避難する。

17. 防災教育

事業所管理者は、防災に関する各種研修会に職員を参加させると共に、風水害の危険性や前兆現象など警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、迅速かつ確実な情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

- ・定期的に事業所内危機管理委員会を実施し、日頃からの防災意識を高めると共に防災に対する知識を学ぶ機会を設けていく。
- ・法人危機管理委員会を軸としながら、各種研修会・避難訓練等に参加し連携を図っていく。

18. 避難訓練

- ・事業所管理者は、毎年度、風水害を想定した訓練計画を作成し、職員が各自の役割を理解して迅速に行動できるように実施する。

【訓練内容】

- ①情報受伝訓練（情報の受付方法及び情報の発信方法）
- ②避難判断訓練（特に自主避難についての判断）
- ③避難誘導訓練（各行政機関・職員非常連絡網）
- ④避難訓練（支援度に応じた避難方法、階段避難方法等）

【訓練の振り返り】

- ・訓練終了後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をおこなう。

19. 地域の関係機関や住民等との協力体制

①地域防災訓練等への参加

- ・地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検証するため、地域の防災訓練・研修会等に積極的に参加して行く。

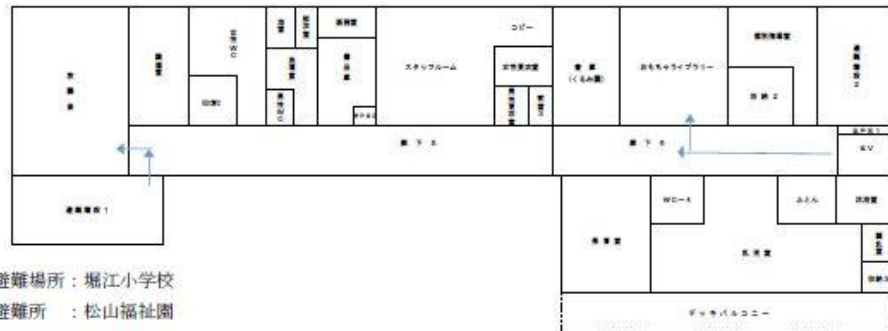
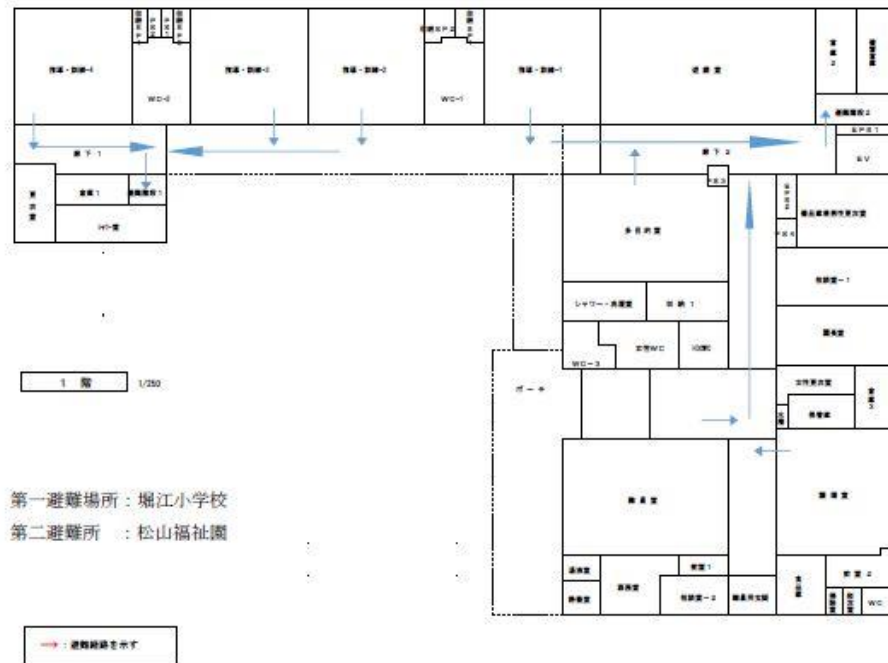
②地域への協力

- ・地域住民と良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と災害時の協力関係の構築に努める。

③地域の安心拠点

- ・社会福祉施設として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすように努める。

事業所内の避難経路



りす組・うさぎ組・こじか組は指導訓練室へ
きりん組はおもちゃライブラリーへ



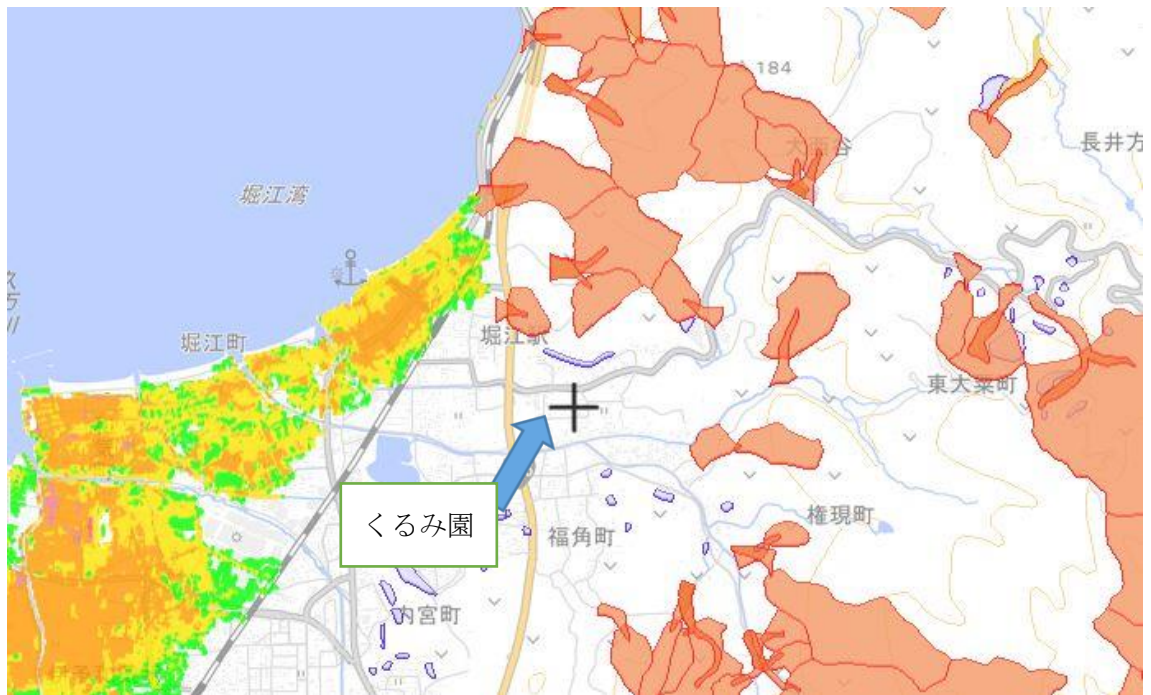
別紙①

国土交通省ハザードマップより

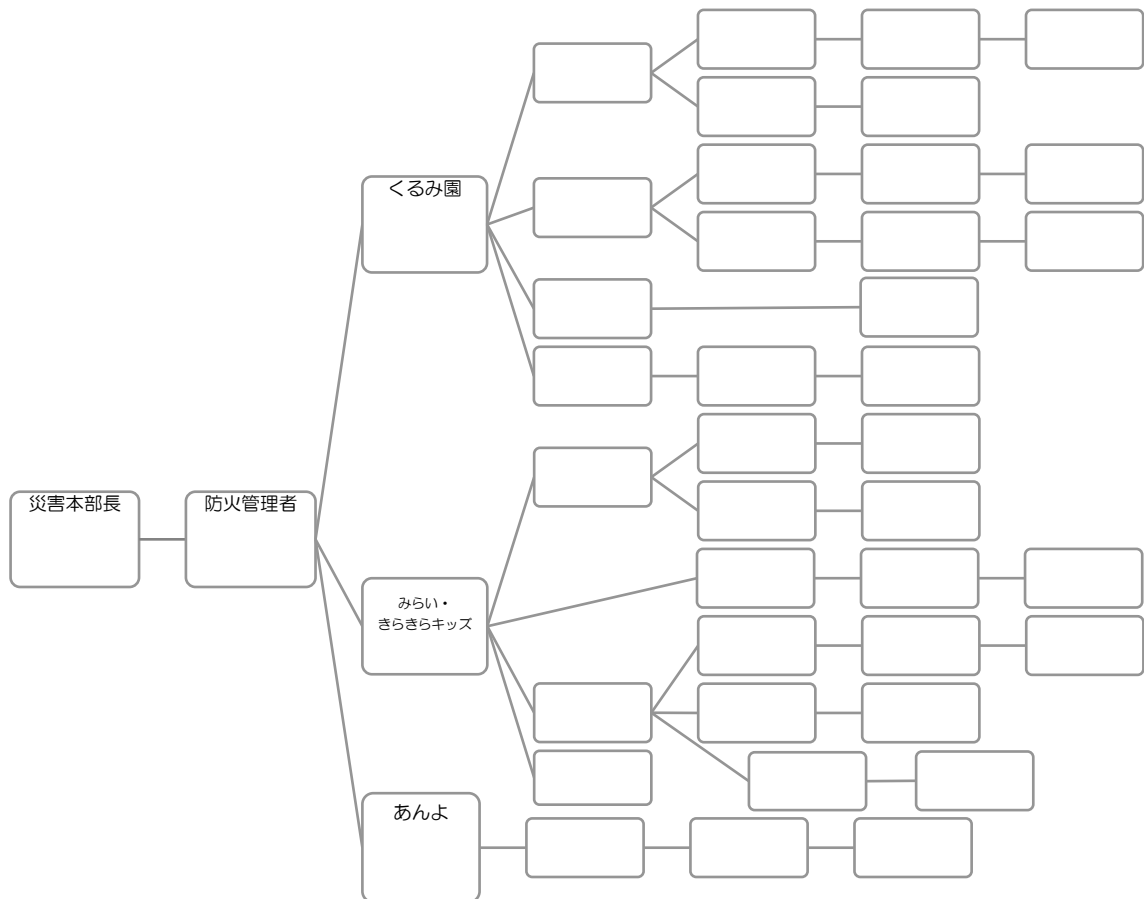
赤色（土砂崩落地域）

黄色・緑（高波による浸水地域）

河川の氾濫予想地域（該当地図内になし）



別紙②



1. 休日及び夜間、職員の非常招集の必要な場合はこの連絡表により非常招集をおこなう。
2. 職員は非常招集を受けた時は、最も早い方法により登園をする。
3. 登園後は直ちに本部長の指示を受けて防災に従事すること。